

## 北海道札幌聾学校学校いじめ防止基本方針

### 1 基本的な方針

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた幼児児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの未然防止、法規発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、基本的な方針並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、もって幼児児童生徒の尊厳を保持するとともに、幼児児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目的とします。

学校としての基本方針を示し、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、幼児児童生徒及びその保護者に対し、幼児児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながると考えます。そして、本校のいじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、組織として一貫した対応ができるようになります。けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みたいと考えています。

#### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係のある幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む。）であって、当該行為の対象となった幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているものとします。

- 多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、そうした事案であっても「いじめ」に該当するため、学校いじめ対策組織で情報共有して対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- 発達障がいを含む児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒に対して適切に支援を行うこと。例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等、特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行います。

#### (3) 基本理念

ア いじめが全ての幼児児童生徒に関する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの学校でもどの幼児児童生徒にも生じうるという緊張感を持ち、幼児児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなく

なるようにすることとします。

イ 全ての幼児児童生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置したりすることがないようにするため、いじめが幼児児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する幼児児童生徒の理解を深めることとします。

ウ いじめを受けた幼児児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、また、いじめを受けている幼児児童生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指すこととします。

エ けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

#### (4) いじめの禁止

幼児児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならないこととします。

#### (5) 学校及び職員の責務

ア 幼児児童生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むこととします。

イ いじめを受けた幼児児童生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため適切かつ迅速に対処することとします。

ウ 教職員の言動が幼児児童生徒に大きな影響を持つことを認識し、幼児児童生徒一人一人についての理解を深め、幼児児童生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、学校教育全体を通して適切な指導を行うこととします。

#### (6) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ対策組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断します。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・期間は少なくとも3か月を目安であること。
- ・さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

##### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- ・学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

## 2 いじめの防止等のための対策

### (1) 基本的施策

#### ア 学校におけるいじめの防止

(7) 幼児児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進することとします。

(イ) いじめを防止するため、幼児児童生徒の保護者、地域住民、教育関係団体その

他の関係者との連携を図りつつ、幼児児童生徒の人間関係にかかわる問題を解決する能力の向上に資する教育活動並びにいじめの防止等に資する幼児児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進することとします。

(ウ) 保護者及び教職員等に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行うこととします。

イ いじめの早期発見のための措置

いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるため、質問票の使用及び児童生徒への面談等による定期的な調査を行うとともに、いじめに係る相談体制を整備することとします。

なお、相談体制の整備に当たっては、いじめを受けた幼児児童生徒の権利等が擁護されるよう配慮することとします。

- ① 児童生徒対象いじめアンケート調査  
年2回（6月、11月）
- ② 保護者対象いじめのアンケート調査  
年2回（6月、11月）
- ③ 教育相談を通じた学級担任等による児童生徒からの聞き取り調査  
年2回（5月、10月）

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

教職員に対し、研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行うこととします。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

幼児児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じ行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるよう、幼児児童生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対し、啓発活動を行うこととします。

(2) いじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導会議(兼)いじめ防止対策委員会」を設置する。

(ア) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事及び生徒指導部部長、学部主事、養護教諭、寮務主任、(スクールカウンセラー等 ※必要に応じて参加。)

(イ) 活動

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応について
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する幼児児童生徒の理解を深めること

(ウ) 開催

いじめ事案発生時に開催する。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめの通報を受けたときや相談を受けたときなど、幼児児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実確認を行い、その結果を北海道教育委員会に報告することとします。

(イ) いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、継続的に対応します。

- ① いじめを受けた幼児児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援。
  - ② いじめを行った幼児児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護に対する助言。
  - (ウ) 必要があると認められるときは、いじめを行った幼児児童生徒についていじめを受けた幼児児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた幼児児童生徒が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずることとします。
  - (エ) いじめに関係した幼児児童生徒の保護者間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずることとします。
  - (オ) いじめが犯罪行為と認められるときは警察と連携して対処し、幼児児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに札幌北警察署に通報し、適切に援助を求めることとします。
  - (カ) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、いじめを行った幼児児童生徒に対して懲戒を加えることとします。
- (3) 重大事案への対処
- ア 次に掲げる重大事態が発生した場合には、その実態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施することとします。
    - (ア) いじめにより幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
    - (イ) いじめにより幼児児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
    - (ウ) 幼児児童生徒や保護者から、いじめにより上記の重大事態に至ったとの申立てがあったとき。
  - イ 上記の調査を行うに当たっては、上記の「生徒指導会議(兼)いじめ防止対策委員会」に当該幼児児童生徒の学級担任を加えて組織し、必要に応じて第三者の参画を得ることとします。
  - ウ 当該幼児児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切かつ迅速に提供することとします。
  - エ 対処
    - ① 重大事態が発生した場合には、北海道教育委員会、石狩教育局に速やかに報告します。
    - ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（「生徒指導会議」＋当該幼児児童生徒の学級担任）を設置します。
    - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
    - ④ 上記調査結果については、当該幼児児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切かつ迅速に提供します。
    - ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じます。
- (4) 学校評価等における留意事項
- いじめを隠蔽せずにいじめの実態把握に対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
  - イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

平成30年5月18日改訂